

平成26年5月27日

綾瀬市長 笠間 城治郎 殿

綾瀬市個人情報保護審査会
会長 永山茂樹



国保データベース（KDB）システム活用事務に係る本人以外からの収集及び本人通知の省略並びに目的外の利用又は提供及び本人通知の省略について（答申）

平成26年2月6日付で、諮詢のあった件について、次のとおり答申します。

1 本人以外からの収集及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

国保データベース（KDB）システム活用事務に関して本人以外から情報を収集することは綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号に該当するが、諮詢事案の内容を適当なものと認めます。

また、同条第4項のただし書の規定に基づく本人通知の省略に関する諮詢事案については、通知を要する対象者が大量であり、個別に通知をすることが現実的ではなく、行政事務の非効率化と煩雑さを増すことになります。さらに、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするために行うもので本人に選択する余地がないことから、類型3により「通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合」に該当することと認めます。

(2) 謝問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第9条の規定により、原則として個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的のために必要な限度を超えないものとしなければならないが、例外として本人以外から収集することが認められることについて定める同条第3項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため審査会に諮詢されたものです。

(3) 実施機関の主張（本人以外から収集する理由及び必要性）

病気予防のための健康づくり・保健指導を効果的に行い、必要な人に必要な予防サービスを提供するため、神奈川県国民健康保険団体連合会が業務を通じて管理する医療、特定健診、介護等の情報を活用したい。

(4) 審査会の判断

本件における個人情報の取扱いについては、綾瀬市個人情報保護条例第9条第3項第5号に規定する本人以外からの収集に該当するものであるが、本制度は、医療、特定健診、介護等の情報を活用し、その統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするために行うと思料される。また、情報の活用に当たっては、IDやパスワードで閲覧する職員を最小限とし、かつ端末機を限定するなど、その個人情報の取扱いに十分な配慮がなされることが伺える。以上のことから当該本人の権利利益を不当に侵害するものにはあたらないと判断し、(1)の審査会の結論に至ったものです。

2 目的外の利用又は提供及び本人通知の省略

(1) 審査会の結論

国保データベース（KDB）システム活用事務に関して目的外の利用又は提供することは綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号に該当するが、諮詢事案の内容を適当なものと認めます。

また、同条第3項のただし書の規定に基づく本人通知の省略に関する諮詢事案については、通知を要する対象者が大量であり、個別に通知をすることが現実的ではなく、行政事務の非効率化と煩雑さを増すことになります。さらに、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするために行うもので本人に選択する余地がないことから、類型3により「通知を要する対象者が大量であり、かつ、本人が通知を受けても本人に選択する余地がない場合」に該当することと認めます。

(2) 賒問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第10条の規定により、原則として個人情報を収集したときの取扱目的の範囲を超えて、市の機関の内部若しくは市の機関相互において、当該保有個人情報を利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならないが、例外として利用又は提供が認められる場合について定める同条第1項第5号の規定により、認められるか否かを確認するため審査会に諮詢されたものです。

(3) 実施機関の主張（保有個人情報の目的外の利用又は提供する理由及び必要性）

病気予防のための健康づくり・保健指導を効果的に行い、必要な人に必要な予防サービスを提供するため、神奈川県国民健康保険団体連合会が業務を通じて管理する医療、特定健診、介護等の情報を活用したい。

(4) 審査会の判断

本件における個人情報の取扱いについては、綾瀬市個人情報保護条例第10条第1項第5号に規定する目的外の利用又は提供に該当するものであるが、本制度は、医療、特定健診、介護等の情報を活用し、その統計情報等を保険者向けに情報提供することで、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートするために行うと思料される。また、情報の活用に当たっては、IDやパスワードで閲覧する職員を最小限とし、かつ端末機を限定するなど、その個人情報の取扱いに十分な配慮がなされることが伺える。以上のことから当該本人の権利利益を不当に侵害するものにはあたらないと判断し、(1)の審査会の結論に至ったものです。